

資料

日仏人格権シンポジウム「人格権および人の法の新たな展開」 国境を越える人格権保護

ベルナール・アフテル
大塚 智 見／訳

現代社会において、人格権 (les droits de la personnalité) は絶えず攻撃を受けている。これらの権利が拡大し——私生活尊重への権利 (プライバシー権)、イメージ (肖像) への権利、無罪推定尊重への権利、名誉への権利など⁽¹⁾——、特に欧州人権条約の効果によって、これらの権利が基本権とされたことにより、人格権に対する侵害が減少したように思われるかもしれないが、事実は全くそのとおりではない。進化したのは侵害それ自体ではない、スキヤンダル、タブロイド、侮辱、名誉毀損などは絶えず存在してきたものである。変化したのは、これらの人格権侵害を伝播するメディアである。

報道の発展と国際化はもちろん、二〇世紀の間、重要な要因であった。その結果、今日ではフランスで出版された新聞の見出しが他国のキヨスクで容易に見つかる⁽²⁾。しかし、より近時においてはとりわけ、インターネットの登場によってこの現象が拡大し、本質を深く変化させるまでに至っている。

今日、人格権侵害は、まさにそれが物理的な世界の中で生まれた時に、直ちにオンラインの情報サイトにもコピーされ、他の情報サイトあるいは偽情報サイトで、さらには特にソーシャルネットワークで再利用され、それゆえ直ちに世界中に広められる。今日ではそこに、人格権侵害の大

部分がインターネット上で、ソーシャルネットワーク上で直接に生じるとの事情が付け加わる。それゆえ、それらの人格権侵害には当初より世界中のいたるところからアクセス可能である。

ここから二つの帰結が導かれる…まず、事実のレベルにおいて、インターネットは、人格権侵害を全世界に広め波及させる効果をもたらす共鳴箱のようにふるまう。

次いで、法的なレベルにおいて、このことは、人格権侵害を構成しうるインターネット上のほんのわずかなメッセージが、直ちに、そして自動的に、国際私法的な状況となることを意味する。インターネット上の、ほんのわずかな画像が、ほんのわずかな秘密の情報が、ほんのわずかな名誉毀損が、必然的に国際私法的な状況となるのである。

したがって、これまで見たとおり、国内法はこの状況のわずかな部分にしか適用されえないのであるから、これはもはや国内法のプリズムの中でのみ検討すべき問題ではない。別の言い方をすれば、日本の有名人の私生活に関する情報をアメリカの雑誌が許可なく公表した場合、日本法の立場を強調することも、アメリカ法の立場を強調することもできるが、いずれにせよそれはごく部分的な側面ではなく、制度の本質は実際にはいずれの法にも収まらないだ

ろう。

それゆえ、厳密な国家というレベルを超えて問うことが不可欠である。

ヨーロッパでは、いくつかの隣接領域がグローバルルール、EU全体における統一的な実体ルールの対象となっている。RGPD〔GDPR〕⁽³⁾による個人データ保護分野がその一つである。正確には同じ問題ではないが、このルールは十分に厳格であり、かつ、取扱いの管理者がEU域内に位置づけられる場合と同様に、インターネット利用者自身がEU域内に位置づけられる場合にも適用されることから、その適用範囲が拡大されており、このようなルールにより、インターネット利用者が個人データの濫用的な利用から保護されていることを指摘できるだろう。同様に、DSA規則〔デジタルサービス法〕⁽⁴⁾は、EU全体についての統一的なルール、特に違法コンテンツやオンラインヘイトなどからインターネット利用者を保護するルールを規定する。

これらに対して、人格権については、民法の側面を規律する統一的な法は存在しないので、人格権侵害、特にオンライン上の人格権侵害の事案における管轄裁判官（第一章）及び準拠法（第二章）についての検討がなされなければ

ばならない。

第一章 裁判管轄

フランスの国際裁判管轄の問題は、主としてEU法により、より正確にはブリュッセルIbis規則〔ブリュッセルIa規則ともいう。〕により規律される。残された問題として、被告がEU圏外に位置づけられる場合については、判例の一般法が適用される⁽⁵⁾。それによれば、国内の土地管轄のルール、特に民事訴訟法四二条以下の定めるルールを国際秩序にも拡張すべきである。しかし、これらのルールは、EU法のルールとほとんど同一であり、さらに、EU司法裁判所の判例法に照らして解釈される⁽⁶⁾。

〔ブリュッセルIbis〕規則四条に規定される一般ルールは、被告、すなわち、一般的にはコンテンツの作者の住所がある国の裁判所に管轄を与えるものであり、特に難しいものではない。これに対して、七条二項に規定される不法行為事件における管轄に関する特別ルールははるかに難しく、「損害結果 (fait dommageable)」⁽⁷⁾の地の裁判所を指定する。

インターネットでは、どこに損害結果が存在するのだから

うか？

従前の判例により、すでにいくつかの明確化がなされていた。まず、欧州司法裁判所 (CJCE) はすでに、損害の原因行為の地と損害それ自体の地が離れている場合においては、原告が選択権を有し、いずれの地でも訴訟を提起できることを示していた⁽⁸⁾。次いで、CJCEは、原因行為の地の裁判官がそこから生じた全ての損害を賠償させるための完全な管轄を有するのであれば、損害の地の裁判官はそれに関して当該地の損害を賠償させるための管轄のみを有するものと付け加えていた⁽⁹⁾。

しかし、本質的な問題が残った…人格権侵害の場合、特にその侵害がインターネットを通じてなされたものである場合、損害はどこに位置づけられるのか？

フランス判例法の一〇年間のためらいの後、(EU)司法裁判所は、重要な *Dati* 判決において最終的に事態を明確にした⁽¹⁰⁾。

この裁判において、司法裁判所は、人格権侵害の被害者に一方的に極めて有利な、二つの重要事項を明記した⁽¹²⁾。

第一に、裁判所は、インターネットを経由する全ての損害がその情報にアクセス可能な全ての加盟国に位置づけられるものと判示した。言い換えれば、例えば、日本に住所

を有する二人の日本人の間の紛争に関するものであったとしても、人格権侵害を媒介するインターネットサイトがフランスにおいてアクセス可能であるという状況のみで、フランスの裁判官に管轄を与えるのに十分であるということである。しかし、*Fiona Shevill* 判例の適用によって、裁判官の管轄は当該地の損害、すなわち、フランスにおいて被った損害、それゆえ、全体のごく一部、潜在的に無視しうるほどのものの賠償に限定されることを忘れてはならない。このことは、その情報にアクセス可能であり、かつ、原告に重大な損害が生じた全ての国の全ての裁判官の前に訴訟を分割して提起することを、原告が強制されうることを意味する（被告の国に赴き、そこで事件の全部についての訴訟を提起することを原告が好む可能性もあることについては指摘しておく）。

このことが原告にとって複雑になりうることを認め、〔EU〕司法裁判所は、第二に、原告は、原告自身が住所とする加盟国の裁判所、より正確に言えば、原告が利益の中心を置く加盟国の裁判所にも提訴することができ、被った全損害の賠償をそこで請求することができるものと判示する。この *forum actoris* 原則〔原告の住所地の裁判所に管轄を与える原則〕は、原告に移動しなくてもよいことを

許容するものであり、一見驚くべきほど原告に有利であるように見えるが、これは、特にインターネットのユビキタ的な状況において、人格権侵害の被害者を強く保護したいとの意思により説明できる。

しかし、生じた損害の賠償のみが関連する唯一の問題ではない。

特にインターネットという文脈では、責任法は他の救済手段、とりわけコンテンツの削除を提供する。

それでは、それらのルールはどのようなものか？

まず、判例は、厳密に言えば責任を問うことを目的とする訴権の問題ではないとしても、それらの救済手段がブリュッセル I bis 規則の意味における不法行為の性質を有することを確認する⁽¹³⁾。

したがって、先例のルールがアプリオリに適用可能である。しかし、ある点が驚くべきことに思われるかもしれない。従前の判例からは、情報にアクセス可能な EU 加盟国の裁判官が、その状況に関する他の全ての要素が他の場所に位置づけられるとしても、当該地の損害を賠償させるためにのみとはいえ、管轄を有することになる。このことは、全ての EU 加盟国が、コンテンツの削除、あらゆる場所に効果を有するであろう削除を命じる管轄を有することを意

味するのだろうか？

〔EU〕司法裁判所は、そのようには考えず、〔損害賠償の〕責任について判決を下すための一般管轄を有する裁判官のみが、人格権侵害をもたらすコンテンツの削除を命じることができる」と判示した⁽¹⁴⁾。その結果、裁判官がこのような削除を命じることができるためには、被告の住所地又は被害者の主たる利益の中心地の裁判官でなければならぬこととなる。このような解決は望ましいものである。実際、当該国内でサイトがアクセス可能であるという理由のみで管轄を有する裁判官が削除を命じる管轄を有すると宣言したとしても、その裁判はおそらく何らの実効性をも有しないだろう。関連する他の国、とりわけ被告が居住する国は、紛争との重大な関連性が存在しないことを理由に〔裁判の〕承認を拒否すると見込まれるからである。事実、インターネットのサイトは原則としてあらゆる場所からアクセス可能である。したがって、全世界における削除を命じることについては、当該状況に関連する現実の場所を理由とした一般的な裁判権を有する裁判官、すなわち、被告の住所地又は被害者の主たる利益の中心地の裁判官にのみ管轄がある。これに対し、地理的訂正請求 (Geo-recification)、あるウェブサイトを特定の国においてアク

セス不可能にすることを求める請求) は、全ての管轄裁判官に提起できることを指摘しておく⁽¹⁵⁾。

以上のとおり、国際裁判管轄に関する法は、人格権侵害がますます容易になるのに対抗して、率直に言って例外的な、かつ、明らかに被害者保護への関心により正当化されるルールを提案することで、一方では人格権侵害の特殊性に、他方ではインターネットが構築する特徴的なメディアに適合してきた。

抵触法の研究は、これとは対照的な解決を提示する。

第二章 準拠法

抵触法の分野では、初めからアプリアリに異なる形で問題が提起される。まず、適用条文が同じではない。抵触法の局面では、不法行為事件はローマII規則⁽¹⁶⁾に服する。この規則は、原則的な管轄を不法行為地の法ではなく、損害の地の法に割り当てる。したがって、損害の原因行為の地は何らの影響も有しない。

しかし、このことは我々の問題にとって重要ではない。

この規則はその適用範囲から人格権侵害に起因する責任を明示的に除外しているからである (一条二項g号)。これ

は驚かれることかもしれないが、ドイツなどのいくつかの国が伝統的に人格権に関する問題を他の法分野、一般的には人の法と結びつけるという状況から説明される。その結果、準拠法はフランスの判例法のみによって定まる。伝統的には、著名な *Lautour* 判決以来⁽¹⁷⁾、フランスの国際私法は不法行為地の法に管轄を与えていた。また、*Mines de Joussa* 判決に倣い、フランスの判例法は、不法行為地は原因行為の地とも損害の地とも解され、いずれかの選択は紛争に最も密接な関連を有するほうを優先して裁判所によりなされるべきであるものとしていた。⁽¹⁸⁾ しかし、より近時において、破毀院は判例を変更し、人格権侵害に関するその立場をローマII規則の基準に合わせ、原因行為の地を考慮せず、損害の地の法を指定するようになった。⁽¹⁹⁾

その結果、管轄の問題において、損害のうち一つが発生した地の裁判官への提訴を原告が選択した場合、その地の損害に〔裁判〕管轄が限定される裁判官はおそらく、その裁判官にのみ提訴された不法行為をもつばらその管区内で生じた一つの不法行為に限定し、その帰結として自国の法を適用することになるだろう。それゆえ、ある意味では、原告が土地管轄について享受する利益が、間接的にはあるが、準拠法にも反映されるのである。これに対して、受

訴裁判官が一般的な〔裁判〕管轄を有する場合、すなわち、被告の住所地の裁判官又は原告の主たる利益の中心地の裁判官が問題となる場合、その裁判官は、具体的に原告がつながりのある各国において被った損害の各部分について、それぞれの地の法を適用することになるだろう。この状況は、多くの準拠法を調査することになるので、必然的により複雑になる。しかし、当事者が、単純化のために、他の法を援用しないだけではあるものの、単一の法に基づいて弁論をすることを合意することもありうる。

この分野における法選択条項の効力がどのようなものが問題となりうる。法選択条項が一般的には契約の中に挿入され、プライバシー侵害の行為者と被害者の関係が不法行為の性質を有するものであることからすると、この問題は意外なものに見えるかもしれない。事実、非常に多くの場合、当事者間に事前に何らの関係もないことは、法選択の具体的な可能性を完全に排除する。したがって、ほとんどの場合、プライバシー保護のルールは強行的に適用される。しかし、この問題は全く重要性を持たないというわけではない。一方で、ローマII規則は、〔法選択〕条項が取引関係の中で締結された場合、又は、契約外の関係がその基礎となる契約関係を契機として生じた場合には、このよ

うな条項を不法行為事件においても許容する（一四条、四
 条三項）。他方で、いくつかの問題が契約上の事件と契約
 外の事件の接合点に位置づけられる。契約の相手方の個人
 データを利用するウェブサイトとの関係がこれにあたり、
 それが商業ウェブサイトであるかそれ自体ソーシャルネッ
 トワークであるかを問わない。この場合、全体として想定
 された関係が一般的に法選択条項の対象であり、当該条項
 の有効性が評価されなければならない。このような条項は、
 無効であると言えずとも、特に消費者事件において、
 弱者たる当事者の存在によって少なくとも完全に無力化さ
 れることが知られている（ローマII規則六条以下²⁰）。とこ
 ろが、私生活尊重への権利の保有者について同じように扱
 うことをアプリオリに認める条文は存在しない。しかし、
 ここでは、アドホックな保護がない場合に別のタイプのル
 ールの力を借りられることを想起すべきである。

まず、私生活尊重への権利の保有者は、彼らが取引する
 専門的なウェブサイトとの関係において一般的には消費者
 であり、その結果、濫用条項についての法規制の利益を受
 けることができる。また、周知のとおり、〔EU〕司法裁
 判所は、消費者との間に締結された契約に含まれる法選択
 条項がそれ自体の有効性の限界を明確に示していない場合

には、それらの条項が濫用的であるとされうるものと考え
 る。²¹

次に、厳密な意味におけるプライバシー侵害については、
 前述のとおり、ローマII規則のルール、それゆえ、それによ
 る準拠法選択の可能性が適用できず、その結果、法選択
 を認める規定も同様に適用できない。前に述べたとおり、
 判例法は損害の地の法を指定しており、合意によりこれに
 背くことはできない。

最後に、特に規範のヒエラルキーにおける、その重要性
 の観点から見ると、この分野におけるフランス法の規定は、
 国際的な公序に引き上げられるものとみることができない
 か、したがって、その規定を無視する外国法の適用及びそ
 の規定に矛盾する外国判決の適用を妨げる性質を有するも
 のとみることができないかが問題となりうる。

以上より、人格権侵害が国際化したならば、それと闘う
 ためのルールもまた国際化し、共同体におけるアドホック
 な手段が登場するのを待つ間、各人に有効な道具を与えて
 いることがわかる。

(1) かなり以前からあるこの現象について、M. Richard,
Le droit a - Etude de legislation française, *Economica*,

2006 年 4 号。

- (㉚) *Fiona Shevill* 事件 (CJCE 7 mars 1995, C-68/93, *Fiona Shevill*, D. 1996.61, note G. Parlani, *JDI* 1995, 543, obs. A. Huet, *Rev. crit. DIP* 1996, 487, note P. Lagarde) 及び *Gordon & Breach* 事件 (Civ. 1^{re}, 14 janv. 1997, *Gordon & Breach*, n° 94-16861, D. 1997, 177, note M. Santa-Croce, *Rev. crit. DIP* 1997, 504, note J.-M. Bischoff, *JCP* 1997, II, 22903, note H. Muir Watt) 事件の意義を論ずる。
- (㉛) Règlement (UE) 2016/679 du Parlement européen et du Conseil du 27 avril 2016 relatif à la protection des personnes physiques à l'égard du traitement des données à caractère personnel et à la libre circulation de ces données, et abrogeant la directive 95/46/CE (règlement général sur la protection des données).
- (㉜) Règlement (UE) 2022/2065 du Parlement européen et du Conseil du 19 octobre 2022 relatif à un marché unique des services numériques et modifiant la directive 2000/31/CE (règlement sur les services numériques).
- (㉝) Civ. 1^{re}, 19 oct. 1959, *Pelassa*, D. 1960, jurispr. p. 37, note G. Holleaux, *Rev. crit. DIP* 1960, p. 215, note Y. L. ; Civ. 1^{re}, 30 oct. 1962, *Scheffel*, *Rev. crit. DIP* 1963, p. 387, note Ph. Francescakis, D. 1963, jurispr. p. 109, note G.

Holleaux, *Grands arrêts DIP*, n° 37.

- (㉞) 例証として、以上を参照：Civ. 1^{re}, 22 janv. 2014, n° 10-15890, *Bull.* n° 9, et du même jour, n° 11-26822.
- (㉟) 「訳注」春日偉知郎訳「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する二〇一二年十一月二日の欧州議会及び理事会の(EU) Nr.1215/2012 規則」法務資料四六四号(二〇一五)四七頁の訳に従った。
- (㊀) CJCE 30 nov. 1976, *Mines de potasse d'Alsace*, *Rev. 1735. Rev. crit. DIP* 1977, 568, note P. Bourrel, D. 1977, 614, note G. Droz, *JDI* 1977, 628, obs. A. Huet.
- (㊁) 前掲 CJCE 7 mars 1995, C-68/93, *Fiona Shevill*.
- (㊂) トクヤク可能制 (accessibilité) の原則を認めた Civ. 1^{re}, 9 déc. 2003, n° 01-032225, *Rev. crit. DIP* 2004, 632, note O. Cachard, *JDI* 2004, 872, note A. Huet, *JCP* 2004, II, 10055, note C. Chabert, D. 2004, 276, obs. C. Manara, Procédures 2004, n° 52, obs. C. Nourissat, *RTD com.* 2004, 281, obs. F. Pollaud-Dulian, *LP4* 23 févr. 2005, n° 38, p. 5, note C. Brière 等, 焦点化 (foccalisation) の発展と完成のゆくえ, *Com.*, 9 mars 2010, n° 08-16752, *Com.*, 20 mars 2012, n° 11-10600, D. 2012, 2770, obs. Y. Auguet, *CCE* 2012, *Comm.* 80, note V. Pironon 等, 注 1^o。11 の意義として、以上を参照。O. Cachard, *La régulation internationale du marché électronique*, LGDJ, 2002 年 4 号。

〔訳注〕二つの概念の訳出に当たっては、オリヴァート・カシヤール（野澤正充訳）「電子的不法行為に関する国際的裁判管轄権の行使——焦点化の手法への転換」立教法務研究四号（二〇一七）六九頁を参照した。

- (11) CJUE 25 oct. 2011, *eDate*, C-509/09 et C-161/10, *Rev. crit. DIP* 2012, 389, note H. Muir Watt ; *D.* 2012, 1228, obs. H. Gaudemet-Tallon, 1279, note T. Azzi, 1285, chron. S. Bollée et B. Hatrel, et 2331, obs. L. d'Avout ; *RTD com.* 2012, 423, obs. A. Marmisse-d'Abbadie d'Arrast, et 554, obs. F. Pollaud-Dulian ; *JCP* 2012, 28, note S. Francq ; *Europe* 2011, Comm. 499, obs. L. Idot ; *RLDI* nov. 2011, 76, obs. L. Costes, et janv. 2012, 78, note L. Pech ; *CCE* 2012, Chron. I, nos 6 et 10, obs. M.-E. Ancel.
- (12) 1) ⑤ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ E. Farnoux, *Les considérations substantielles dans le règlement de la compétence internationale des juridictions : réflexions autour de la matière délictuelle*, th. Paris I, 2017, *adde.* B. Hatrel, « Le titulaire du droit au respect de la vie privée, nouvelle partie faible du procès international », *Justice et cassation* 2018, p. 43 et « Droit international privé et numérique » in *Le juge et le numérique : un défi pour la justice du XXI^e siècle* (dir. N. Blanc, M. Mekki), Dalloz, 2019, 424-4°.

- (13) CJUE 17 oct. 2017, *Bolagsupplysningen*, C-194/16, *D.* 2018, 276, note F. Jault-Seske ; *ibid.* 966, obs. F. Jault-Seske ; *ibid.* 1934, obs. S. Bollée ; *Rev. crit. DIP* 2018, 290, note S. Corneloup et H. Muir Watt ; *ibid.* 2020, 695, note T. Azzi ; *RTD com.* 2018, 520, obs. A. Marmisse-d'Abbadie d'Arrast ; *JCP* 2017, 2222, note M. Laazouzi, Comp., 性質未定に關し、CJCE 27 sept. 1988, 189/87, *Kalfelis*, *Rec. CJCE* 1988, p. 5565, *Rev. crit. DIP* 1989, p. 112, note H. Gaudemet-Tallon, *JDI* 1989, p. 457, obs. A. Huet.
- (14) 補註 CJUE 17 oct. 2017, *Bolagsupplysningen*.
- (15) Civ. 1^{re}, 1^{er} févr. 2023, n° 20-15703, *D.* 2023, 1812, obs. A. Gridel.

- (16) Règlement (CE) n° 864/2007 du Parlement Européen et du Conseil du 11 juillet 2007 sur la loi applicable aux obligations non contractuelles (Rome II).
- (17) Civ. 1^{re}, 25 mai 1948 S. 1949, I, 21, note J.-P. Niboyet.
- (18) Civ. 1^{re}, 11 mai 1999, *Mobil North Sea Ltd*, n° 97-13,972, *Bull.* n° 153, *Rev. crit. DIP* 2000, p. 199 s., note J.-M. Bischoff, *Clunet* 1999, p. 1048 s., note G. Léger, *D.* 1999, som. p. 295, obs. B. Audit, *JCP* 1999, II, 10183, note H. Muir Watt, *JCP* 2000, I, 97, n° 1, obs. G. Viney, Civ. 1^{re}, 27 mars 2007, *Bureau Veritas*, n° 05-10,480, *Bull.* n° 132,

- Rev. crit. DIP* 2007. 405, note D. Bureau, *JDI* 2007. 949, note G. Légier, *Com.* 25 mars 2014, n° 12-29534.
- (21) *Civ.* 1^{re}, 10 oct. 2018, n° 17-14401, *P. D.* 2019. 1016, obs. S. Clavel; *JDI* 2019. 496, note O. Boskovic.
- (22) Règlement (CE) n° 593/2008 du Parlement européen et du Conseil du 17 juin 2008 sur la loi applicable aux obligations contractuelles (Rome I).
- (23) CJUE, 28 juill. 2016, VKI c/ Amazon, C-191/15, *D.* 2016, p. 2315, note F. Jault-Seske, 1011, obs. H. Gaudemet-Tallon, *JDI* 2017, chron. 11, obs. L. d'Avout, *RDC* 2017. 479, obs. B. Haftel, *Dalloz IPJT* 2017. 50, obs. E. Treppoz, *Rev. crit. DIP* 2017. 112, note S. Corneloup.